

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原 告 山縣真矢 ほか7名

被 告 国

被告第4準備書面

令和4年10月13日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

被告指定代理人

安 實	涼	子
本 村	行	広
藤 枝	祐	人
市 原	麻	衣
三 森	久	舟
工 藤		智
淺 野	航	平
村 上		岳
伊 集	浩	平

被告は、本準備書面において、原告らの令和4年6月23日付け原告ら第5準備書面（以下「原告ら第5準備書面」という。）に対し、現時点で必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で定めるもののほか、従前の例による。

第1 本件規定が憲法24条2項に違反する旨の原告らの主張に理由がないこと

1 原告らは、憲法24条2項について、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に反する法律を排除する強い規範的効力をもって規律統制する義務規定である（原告ら第5準備書面5ページ）などと指摘して、「法律がこの「婚姻の自由」とりわけ「配偶者の選択」の自由を直接否定したり、婚姻の成立や配偶者の選択に個人の人格を否定するような条件を設けて自由な意思決定を制約するような場合には、かかる制約に真にやむをえない理由が存在するか否かが厳格に審査される必要」があり、「それが論証されない限り、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚しない法律として憲法24条2項に違反し無効となる」旨主張する（同10及び11ページ）。

しかしながら、原告らの上記主張のうち、憲法24条2項について、「強い規範的効力をもって規律統制する」とする点については、その意味するところは必ずしも判然としない。この点をおくとしても、令和3年11月30日付け被告第2準備書面（以下「被告第2準備書面」という。）第4の2(2)（14及び15ページ）及び令和4年6月30日付け被告第3準備書面（以下「被告第3準備書面」という。）第1の1(2)（6ページ）で述べたとおり、憲法24条は、1項において「両性」及び「夫婦」という文言を用い、2項において「両性の本質的平等」という文言を用いているところ、その文言上、「両性」とは、両方の性、男性と女性又は二つの異なった性を意味し、「夫婦」とは、夫と妻又は適法の婚姻をした男女の身分を意味するものであり、「両性」及び「夫婦」が男性又は女性のいずれかを欠き、当事者双方の性別が同一である場

合を含む概念であると解する余地はなく、このような理解は、憲法24条1項の制定過程及び審議状況からも裏付けられている。そうすると、憲法24条1項が婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象としており、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定していないことは明らかである。そして、同条2項は、飽くまで婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提として、これを具体化する制度の整備を立法府に要請するものであり、同性間の人的結合関係をも対象として婚姻を認める立法措置を執ることを立法府に要請していると解することはできない。

したがって、本件規定は憲法24条2項に違反するものではない。

2 また、原告らは、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決をその一つに挙げ、「「婚姻の自由」の直接の制約でなく事実上の制約にすぎないと前提される場合に、なお憲法24条2項違反の問題が生じる（違憲無効となりうる）ということは、むしろ、論理的には、「個人の尊厳と両性の本質的平等」やその具体化である「婚姻の自由」は、そのような場合であっても法律を無効としうるような強い規範的統制力を有することを示すものであり、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決は、憲法24条2項の立法府への命令を、より具体的、かつ、より強力な要請として明らかにしたものと理解すべきである」（同15ページ）と指摘し、「法律上同性の者との婚姻を禁じ、性的少数者の望む相手と婚姻をする自由を直接的に侵害し、それにより性的少数者の尊厳を極めて深刻に毀損している本件規定は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚したものとは到底いえず、正当化根拠もおよそ見出すことはできない」から、「本件規定は、個人の尊厳に反し、憲法24条2項に違反する」（同21ページ）と主張する。

しかし、前記1で述べたとおり、憲法24条1項が婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象としていることからすれば、原告らが主張するところは、本件規定に基づく現行の婚姻制度の枠を超えて、同性間の人的結合関係についても婚姻と同様の積極的な保護や法的な利益の供与を認める法制度の創設を国

家に対して求めるものにはかならず、そのような内実のものが憲法24条1項によって保障されるものと解することはできない。また、この点をおくとしても、憲法24条2項における立法上の要請及び指針は、形式的にも内容的にも、同条1項を前提とすることが明らかであるから、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決が判示する、上記要請及び指針の一内容である「婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること」も、同条1項における婚姻を前提としていると解するのが相当であり、上記要請及び指針が婚姻制度の内容により婚姻することが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであるとされているとしても、それは、同条1項が異性間の人的結合関係における「婚姻」の自由を保障していることと何ら矛盾するものではなく、本件規定は憲法24条2項に反するものではない。

以上によれば、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決の判示を根拠として、本件規定が憲法24条2項に違反するとする原告らの上記主張に理由はない。

第2 同性婚を定めるか否かについては、立法府に広範な裁量が認められること

- 1 原告らは、「憲法24条2項の「個人の尊厳と両性の本質的平等」は、その中核的部分が憲法解釈により特定され具体化される。そして具体化された場合には、その範囲の限りで、制定されるべき法の内容が特定され、憲法が法律を直接拘束する。憲法が国の最高法規である以上（憲法98条1項）、この点に関し、立法府の裁量が認められる余地はない」とした上（原告ら第5準備書面10ページ）、本件規定が「個人の人格的生存に不可欠な幸福追求・自己決定を奪う」、「社会を深く分断・脆弱化させ民主政の基礎を損なう」、「侵害の態様が強度である」、「性自認や性的指向という人格に深く関わり自らコントロールできない事由に基づいて侵害する」、「存在自体が社会の差別・偏見を維持・強化する」などとして憲法24条2項に違反すると主張する（同16

ないし22ページ)。

2 この点につき、本件規定が憲法24条2項に違反しないことは前記第1において述べたとおりであり、原告らの上記主張に理由はない。もっとも、被告は、婚姻及び家族に関する事項の立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性については、憲法24条2項の解釈と整合的に判断する必要がある上、立法府に広範な裁量が認められることを前提として、本件規定における、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えるとの立法目的に合理性があり、本件規定が同性婚を定めていないことが立法目的との関連において合理性を有するものと主張しており（被告第2準備書面第5の2・28ないし49ページ）、このような観点から、原告らの上記主張に対する反論を整理して主張する。

(1) 被告第2準備書面第5の2(2)ウ(32ないし34ページ)で述べたとおり、婚姻（法律婚）は、当事者の合意のみに基づいて成立する一身上の問題であるだけでなく、我が国の社会を構成し、これを支える自然的かつ基礎的な集団単位である家族をその中心となって形成しているという実態があり、当該実態に対しては、歴史的に形成されてきた我が国の社会の承認が存在していると考えられる。このような性質の婚姻について、いかなる人的結合関係をその対象とするかは、正に家族の在り方の根幹に関わるものであるから、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決が判示したとおり、「国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断」として国会における立法裁量に委ねられるべき事柄である。また、婚姻及び家族に関する事項は、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならず（最高裁令和3年決定の深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見参照）、法制度としてその全体が有機的に関連して構築されているものであるから、法制度の一断片のみを取り出して検討することは相当

ではないのであって、その検討に当たっては、問題となっている事項が、夫婦や親子関係についての全体の規律の中でどのような位置づけを有するのか、仮にその事項を変更した場合に、法制度全体にどのような影響を及ぼすのかといった点を見据えた総合的な判断が必要とされるものである（畠佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度〔下〕755及び756ページ）。以上の点を踏まえると、同性婚を定めるか否かについては、憲法24条2項の解釈と整合的にされるべきとの観点からも、立法府に広範な裁量が認められるべきである。

したがって、同性婚を定めるか否かにつき、立法裁量が認められないかのような原告らの上記主張に理由はない。

(2) 前記(1)のとおり、同性婚を定めるかどうかについては、立法府の広範な裁量が認められるところ、婚姻によって生じる法的効果を享受することができるか否かという点について同性愛者と異性愛者との間に性的指向による差異が生じることは、本件規定から生じる事実上の結果ないし間接的な効果にすぎないし、同性婚に係る権利利益は、憲法上保障されたものとはいえず、具体的な法制度によって認められたものでもないことからすると、本件規定が憲法14条1項に違反する余地があるとしても、それは、婚姻によって生じる法的効果を享受することができるか否かという点について同性愛者と異性愛者との間の性的指向による差異を結果として生じさせる本件規定の立法目的に合理的な根拠がなく、又はその手段・方法の具体的な内容が立法目的との関連において著しく不合理なものといわざるを得ないような場合であって、立法府に与えられた広範な裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであることが明らかである場合に限られる。

そして、被告第2準備書面第5の2(3)及び(4)（40ページないし49ページ）のとおり、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えるという本件規定の目的には合

理性が認められるし、家族に関する基本的な制度においては、その目的もある程度抽象的・定型的に捉えざるを得ず、また、制度を利用することができると否かの基準は明確である必要があるとの観点から、抽象的・定型的に、その間に子が出生する可能性のある「両性」の結合を婚姻制度の対象としていることについてもまた、上記の目的達成のための手段として合理性が認められるといえる。

(3) 以上によれば、本件規定が、国会の立法裁量の範囲を超えるものであるといえないことは明らかである。

以 上